

第 16 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成 26 年 12 月 22 日 (月) 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分 高石市役所会議室 202	
出席委員	3 名全員 (大学教授 1 名、大学准教授 1 名、弁護士 1 名)	
事務局	契約検査課：塚本課長、伊奈課長代理、中井主幹、山内主任 街路河川課：藤原次長兼課長、松原課長代理 建築住宅課：酒井課長、松本課長代理、庄司主事 上下水道課：清水次長兼課長、上田参事、清水課長代理、武田課長代理、 掘計画工務係長、船富主査	
審議対象期間	平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月	
抽出案件	6 件	一般競争入札 ・(仮称)高石市鴨公園防災体育館新築工事(空調設備工事) 通常指名競争入札 ・(仮称)高石市鴨公園防災体育館新築工事(外構工事 1) ・高砂 1 号線液状化対策工事(その 3) ・3-17-8-22号線他管布設工事(面整備-2) ・羽衣 2 丁目水道管撤去工事 随意契約 ・高石市庁舎本館西側 E V 改修工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。 高石市競争入札指名停止要綱の別表について精査されたい。 本日の委員からの指摘点については、参加業者への状況確認等を含めて整理し、 改めて委員会へ報告されたい。	

委員	事務局
1 平成26年度上半期の建設工事の動向と入札及び契約の運用状況について	<p>○建設工事の動向について事務局から説明があった。</p> <p>国の緊急経済対策や景気回復を背景に、公共事業関連の予算は増加傾向にあり、特に大阪府は南海トラフ地震対策や都市基盤施設の維持管理など、必要性・緊急性の高い事業を進めている。</p> <p>本市でも南海トラフ地震対策をはじめとした防災事業、インフラの老朽化対策が多く行われている。</p> <p>防災事業では、平成21年度の小中学校の耐震化から現在施工中の防災体育館新築工事の他、平成25年度には緊急輸送道路の整備、高砂1号線液状化対策工事などに取り組んでいる。</p> <p>インフラの老朽化対策に関して、平成26年度から水道管の更新、布設替え工事も目立ってきている。</p> <p>また、過年度から継続している事業としては、平成24年度より南海中央線、新村北線道路整備工事及びそれに伴う上下水道等の関連工事も施工している。</p> <p>建設業界の状況としては、東日本大震災から「ヒト」「モノ」の不足が表面化している。被災地における生コン不足等は、官民の新たなプラント建設等により落ち着きを見せているが、建設機械や仮設資材の不足感は強まっている。また、型枠工（土木、建築）、鉄筋工（建築）の技能労働者も不足しており、しばらく収束しそうにない状況である。</p>

<p>随意契約について、1件は抽出案件として審議するが、それ以外の3件の随意契約とした理由は何か。</p> <p>随意契約の案件も検査の対象となるか。</p>	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>期間は平成26年4月1日から9月30日までである。総契約件数は21件、契約金額は約4億3千万円、平均落札率は83.7%であった。</p> <p>この内、一般競争入札の案件は1件、契約金額は約1億6千万円であった。公募型指名競争入札の案件はなし。通常指名競争入札の案件は契約検査課発注が13件、水道課発注が3件の計16件、契約金額は約2億6千万円であった。随意契約は契約検査課発注が3件、水道課発注が1件の計4件、契約金額は約1千万円であった。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高石市契約規則第34条第1号の規定に基づき、設計金額130万円未満の工事又は製造の請負は随意契約によることができる。</p> <p>今回、抽出案件とならなかった3件については、何れも設計金額が130万円未満であったため随意契約とした。</p> <p>本市においては工事であれば全て検査の対象となる。</p>
<p>2 平成26年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について</p>	
	<p>○指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>平成26年度上半期における指名停止の件数は1件あった。談合情報及び契約解除はなかった。</p> <p>措置要件としては、当該入札参加資格者が</p>

<p>元広島営業所長は関西支店の関係者であるか。</p> <p>有罪判決が確定したのであれば別表9(3)ではなく(1)「有資格者又はその役員若しくは使用人が逮捕され、送検され、又は起訴されたとき。」が適用されるのではないか。</p> <p>今回、会社と個人の両方が受けた有罪判決は、建設業法ではなく労働基準法によるものであるためか。</p> <p>別表については措置要件によって取り扱う法律が異なる。今後、整理が必要かと。</p>	<p>平成26年6月9日付けで国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令を受けたことである。</p> <p>平成25年12月24日、広島簡易裁判所は、当該入札参加資格者の元広島営業所長が同営業所の業務に関して法定の除外事由がないにもかかわらず、平成25年5月に同営業所の労働者に対し1日について時間外労働・休日労働に関する協定に定めた限度時間を超える時間外労働を行わせたとし、同社及び元広島営業所長に労働基準法違反による罰金20万円の略式命令を言い渡し、各々その刑は確定している。</p> <p>前段の措置要件により当該入札参加資格者を高石市競争入札指名停止要綱別表9(3)「有資格者が営業停止処分を受けたとき。」により平成26年6月26日から平成26年9月25日までの3ヶ月間の指名停止とした。</p> <p>そのことについては把握していない。</p> <p>当該入札参加資格者が本市においては関西支店で資格を有するため、関西支店を指名停止した。</p> <p>当該入札参加資格者が営業停止処分を受けたことによるため、(3)を適用した。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>今後、精査したい。</p>
---	---

3 抽出事案の審議について	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>案件の抽出にあたり、なるべく工種及び入札契約方式が異なるものが均等に含まれるよう配慮した。それぞれについて比較的契約金額が大きいものを抽出した。</p> <p>また、落札率にも注目して抽出した。</p> <p>※ 2件の（仮称）高石市鴨公園防災体育館新築工事に係る入札について併せて審議した。</p> <p>○ （仮称）高石市鴨公園防災体育館新築工事（空調設備工事）及び（仮称）高石市鴨公園防災体育館新築工事（外構工事1）</p> <p>（仮称）高石市鴨公園防災体育館新築工事（外構工事1）の指名業者選定にあたり、建売専門業者を除外したとのことであるが。</p> <p>上記の事案の応札金額について、予定価格に対する割合が業者によって大きく異なっている。この件については最低制限価格で応札した業者が少ない。最低制限価格で受注すると採算が厳しい工事であるかも知れない。</p> <p>また、市外業者は辞退、もしくは最低制限価格より高い金額での応札となっている。辞退した業者に辞退理由を確認しているか。</p>	<p>当該業者については実績が民間における建売住宅の販売のみであり、公共工事の受注実績がないため除外した。</p> <p>辞退理由の提示は求めている。</p> <p>技術者の配置が困難であった等の理由が推測される。</p>

<p>○ 高砂1号線液状化対策工事（その3）</p> <p>指名業者に市内業者は含まれるか。</p> <p>辞退した業者が参加業者15者のうち7者が多いが、辞退理由は確認しているか。</p> <p>平成25年度に発注した高砂1号線液状化対策工事（その1）の入札に際しても辞退した業者が多かったが、これらは難易度が高い工事のわりに利益率が少ないというようなことはないか。</p> <p>具体的にはどのような工事であるか。</p>	<p>本件は舗装工事のAランクに該当する。市内の舗装工事を希望する業者にAランクの業者はない。</p> <p>辞退理由の提示は求めている。本件についても技術者の配置が困難であった等の理由が推測される。</p> <p>（その1）についても同様であるが、難易度の高い工事という認識はない。</p> <p>【街路河川課】 一般的な地盤改良工事である。内装の下1mの深さにわたりセメントと土を混ぜて転圧する。表面は通常の舗装を施す。</p>
<p>○ 3-17-8-22号線他管布設工事(面整備-2)</p> <p>入札経過から最低制限価格で応札した業者とそうでない業者、辞退した業者と対応が様々である。</p> <p>なお、本件の指名業者には（仮称）高石市鴨公園防災体育館新築工事（外構工事1）、後ほど審議する羽衣2丁目水道管撤去工事にも指名されている業者があるが。</p> <p>（仮称）高石市鴨公園防災体育館新築工事（外構工事1）の入札では最低制限価格で応札しているが、本件においては最低制限価格より高値での応札となっている。受注に対する積極性が異なるよう見受けられるが。</p>	<p>従前より、それぞれの工種において指名されている業者である。</p> <p>工種が異なると配置する技術者等、業者側の事情も異なると推測される。</p>

<p>○ 高石市庁舎本館西側E V改修工事</p> <p>本件のように一者と随意契約する事案では、設計金額はどのように積算しているか。</p> <p>随意契約する業者の見積金額になっているのか。</p> <p>1回目の見積徴取で整わず調整しているが、その際に予定価格の提示をしているか。</p> <p>結果的に予定価格に近く、やや低い落札価格になっている。業者は事前に予定価格を知ることができるか。</p> <p>工事概要に主要部品取替えとあるが、業者側の瑕疵として業者負担で修繕すべき内容であるか否かの判断についてはどのようにしているか。</p> <p>エレベータの維持管理については毎年費用をかけて保守点検を行い、消耗品等は交換しているはずであるが。</p>	<p>【建築住宅課】</p> <p>業者から一旦見積の提出を受け、一定の掛率をかけ、経費等を積算し直している。</p> <p>予定価格の提示はしていない。</p> <p>業者にさらに低い見積を出せるか打診している。</p> <p>随意契約の案件については予定価格の事前公表を行っておらず、業者は契約締結後まで予定価格を知ることはできない。</p> <p>消耗品等の交換については、基本的には保守点検で対応している。</p> <p>当該エレベータは庁舎本館の建設時期と同じく昭和51年11月に設置され、現在、38年が経過している。</p> <p>製造側において一定の期間で製品のリニューアルがなされる。本市で使用しているものと同じエレベータが製造されなくなれば、部品の入手が不可能になるため、この度の改修工事を決定した。</p>
<p>○ 羽衣2丁目水道管撤去工事</p> <p>入札経過より、参加業者全てが予定価格で応札している。応札金額が高止まりしている理由はなにか。</p> <p>参加業者については従前の水道管工事と同じか。</p>	<p>理由は不明である。</p> <p>水道管の新設及び布設替工事は多く発注されているが、撤去のみの工事は過去に例がない。</p> <p>本件については従前からの参加業者に加え、新規の2者を指名していた。</p>

<p>これ以降の事案で同様に全ての参加業者が予定価格で応札し、抽選となったものはあるか。</p> <p>落札者が抽選で決定しているため談合の懸念は低い。</p> <p>これ以降に発注した工事の設計金額は本件と比較するとどうであるか。</p> <p>羽衣2丁目水道管撤去工事について、参加業者への状況確認等を含めて、整理すべきではないか。</p> <p>本件の内訳書についてはどうか。</p> <p>入札契約事務の確実性を期すため、参加業者への状況確認等を含めて、整理すべきである。</p>	<p>これ以降7件入札執行したが、同様の結果となった事案はない。</p> <p>7件の内6件は本件より設計金額が高い。</p> <p>本市では全ての工事入札において入札時に入札価格に対応した工事費積算内訳書の提出を義務付けている。</p> <p>その内訳書により、本件についても、各業者の積算内容を確認した。</p> <p>本件以降7件の入札を執行しているが各業者とも内訳書の数字は異なり、自社での積算であると見受けられた。</p> <p>任意様式での提出をうけている。</p> <p>なお、内訳書の各項目における金額は業者により異なっていた。</p> <p>本日の委員からの指摘点については、事務局での参加業者の状況確認等の内容を含めて、整理した結果を改めて委員会へ報告したい。</p>
--	--